

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月からA県B市所在の会社C銀行D地域センターに勤務し、コールセンター職員として、電話とコンピュータを使用してEからの銀行業務に係る照会・回答業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前11時50分頃、勤務中に椅子から立ち上がろうとした際に腰に強い痛みを感じたため、同日の午後は早退し、鍼治療を受けたが痛みが軽減しなかったことから、同年〇月〇日にF病院に受診したところ「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務により、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が定めた「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）に規定する「災害性の原因によらない腰痛」を発症した旨主張しているので、以下検討する。なお、当審査会は、当該認定基準は専門家の知見に基づいて定めたものであることから、妥当であると判断する。

(2) 認定基準によると、「災害性の原因によらない腰痛」において、腰部に負担のかかる業務とは、次のような業務をいうとされている。

ア おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務

イ 腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務

ウ 長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務

エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

(3) 請求人の業務内容に鑑み、上記(2)のア及びエの業務には該当しないことは明らかであることから、これら以外の業務に該当するか否かについて、以下検討する。

ア まず、請求人は、「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一

作業姿勢を持続して行う業務と同等といえる。」として、上記（２）のウの業務に該当する旨主張している。

請求人の主な業務は、事務所内において椅子に座りながら電話照会の対応や電話内容のパソコン入力を行うものであり、同人が勤務するD地域センターによれば、1日当たり約300件の照会を受け付け、一人当たり約50件ほどの照会に対応しているとしている。なお、電話対応件数表（平成〇年〇月～同年〇月）によれば、請求人の同期間における1日当たりの対応件数は平均52.31件となっていることが認められる。いずれにしても、請求人が椅子に座っている時間は長くても20分程度であり、電話対応等の間に随時トイレに行ったり、椅子の背もたれにもたれたり、立ち上がって腰を伸ばしたりするなど、前傾姿勢を変化させて腰部の負担を緩和させることは許容されており、長時間にわたって同一姿勢で業務に従事することを余儀なくされているとは考え難いことから、当審査会は請求人の業務は上記（２）のウの業務には該当しないものと判断する。

イ 次に、請求人は、意見書の（イ）において、「腰痛予防対策指針（丙2）において、腰痛の発生と要因については、立位、椅座位、不自然な作業姿勢等の静的作業姿勢をとることとあるように、椅座位を長時間とれば、それが同一作業姿勢の持続でなくとも腰痛の発症の要因となり得る。したがって、前傾着席姿勢が長時間かつ長期にわたり継続された場合は、身体にとって不自然かつ非生理的なものというべきである。」旨主張している。

当該主張について考察するに、請求人の電話対応等の作業姿勢である前傾姿勢は一般的に腰部に負担のかかる不自然な姿勢であることは認められるものの、上述したとおり、請求人が椅子に座っている時間は、長くても20分程度で、ほとんどはそれより短い時間であって、電話対応等の間には前傾姿勢を変化させて腰部の負担を緩和させることは許容されていることに鑑みると、当審査会は、上記（２）のイの業務には該当しないものと判断する。

（４）主治医であるG医師は、請求人の腰痛について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「MRIにてL₅/S₁にヘルニアを認める。長時間の座位にての前傾姿勢は椎間板に負荷がかかるので、原因になった可能性はある。」との所見を述べており、業務が本件疾病の発症の要因になった可能性を示唆している。

一方、H医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「パソコン操作などによ

り、座位で前屈姿勢をとったときに腰椎椎間板に負荷がかかり、椎間板ヘルニアが発症することは全くは否定できないが、他の日常動作でも椎間板ヘルニアが発症することは充分考えられる。仕事との因果関係は極めて低いと考える。」との所見を述べており、業務との因果関係を否定している。

本件疾病の発症原因としては、長時間の座業のほか、椎間板の老化、種々の動作（重い物を持ち上げる、引っ張る、体をひねる）等が挙げられており、体をひねるについては、テニスやゴルフが実例として挙げられている。請求人の場合、バドミントンを習慣的に行っており、平成〇年〇月にはバドミントン中に腰痛を発症し、急性腰痛症と診断されていることから、スポーツ活動も本件疾病発症に関与した可能性は否定できない。また、上記認定基準では、労働の積み重ねによって本件疾病を発症する可能性は極めて少ないとされている。

請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「当分の間デスクワークを主体とする業務を避けることが望まれる。」という因果関係を認めるG医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書が出されていたのであるから、この診断結果を考慮に入れて決定すべきであった旨主張しているが、同医師の診断書における指示は、本件疾病を発症した場合において、症状の増悪を防ぐための一般的な治療上の指示であって、業務と本件疾病発症の関連（因果関係）を認める根拠とはなり得ない。また、請求人は、同意見書において、同僚1名が本件疾病を発症して1か月間休職した旨述べているが、同僚の発症も、個々の発症要因が同一である根拠とはなり得ず、直ちには請求人の本件疾病発症が業務上であるとする根拠にはならない。

(5) 以上のことから、請求人の業務は非災害性腰痛の認定基準の要件には該当せず、また、医証を検討するも、請求人の腰痛の原因は、本件疾病によるものであると認められるものの、業務が相対的に有力な原因となって本件疾病が生じたとする証拠は認められないことから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。